

2016年度の放課後児童健全育成事業の補助単価(補助率1/3)

内閣府予算

	1支援の単位	2016年度 (250日以上開設=基準日数)	前年比	290日の場合 (この日数が最多)
年間平均登録児童数	1人~19人	1,447,000円	23,000円増	2,047,000円-(19人-年間平均登録児童数)×27,000円
	20人~35人	3,744,000円	38,000円増	4,344,000円-(36人-年間平均登録児童数)×25,500円
	36人~45人	3,744,000円	38,000円増	4,344,000円
	46人~70人	3,744,000円	38,000円増	4,344,000円-(年間平均登録児童数-45人)×31,500円
	71人以上	2,917,000円	同額	3,517,000円
開設日数加算	開設日数加算	1日15,000円	同額	40日×15,000円=600,000円 (年間開設日数-250日)×15,000円 (1日8時間以上開設する場合)※土曜日開設
特例分	開設日数 200~249日	(1)構成する児童の数が20人以上 年額 2304,000円(前年比 3,700円増) (2)構成する児童の数が1~19人の施設 年額 958,000円 ※註1) (3)長時間開設加算額 平日分(1日6時間を超え、かつ18時を超えて開設する場合) 298,000円×「1日6時間を超え、かつ18時を超える時間」の年間平均時間数		
長時間開設加算	平日分	1日6時間を超え、かつ18時を超えて開設する場合 単価298,000円(6,000円増)×「1日6時間を超え、かつ18時を超える時間数」の年間平均時間数		
	長期休暇分	1日8時間を超えて開設する場合 単価134,000円(3,000円増)×「1日8時間を超える時間数」の年間平均時間数		
市町村分	放課後児童クラブ支援事業	(1)障害児受入推進事業 1支援の単位当たり 年額1,748,000円(36,000円増)×支援の単位数		
		(2)放課後児童クラブ運営費支援事業 ①賃借料費補助 補助基準額 3,052,000円 ※註2) ②移転関連費用補助【新規】 補助基準額 1支援の単位当たり年額 2,500,000円 ※註3) ③土地借料補助【新規】 補助基準額 1支援の単位当たり年額 6,100,000円 ※註4)		
		(3)放課後児童クラブ送迎支援事業 ※註5) 1支援の単位当たり 補助基準額 年額454,000円		
	放課後児童児童支援員等の処遇改善事業 ※註6)	(1)非常勤職員を配置する場合 1支援の単位当たり 年額1,581,000円		
		(2)常勤職員を配置する場合 1支援の単位当たり 年額2,932,000円		
	障害児受入強化促進事業	障害児受入加配(5人以上の受入の場合の加配職員1名分) 補助基準額 年額1,748,000円		
放課後児童支援員等適正配置推進事業	小規模クラブ(19人以下)における職員の複数配置(2人以上) 1支援の単位当たり 年額544,000円			

(厚生労働省と内閣府の「子ども・子育て支援事業」(放課後児童クラブ関係)新年度予算補助単価をもとに、鹿児島連協が作成)

※補助率は3分の1で、補助単価を国・都道府県・市町村が3分の1ずつ負担する。従来の指定都市及び中核市を対象とする費用負担の大都市特例(都道府県に負担を求めず全額市負担とする仕組み)については廃止。

※註1)構成する児童の数が10人未満の支援の単位に対する補助については以下のいずれかに該当する場合のみ行う。

・山間地、漁業集落、へき地及び離島で実施している場合

・上記のほか、当該放課後児童健全育成事業を実施する必要があると厚生労働大臣が認める場合

※註2)放課後児童クラブにおける待機児童の解消を図るための措置として、待機児童が存在している地域等において、学校敷地外の民家・アパート等を活用して放課後児童クラブを平成27年度以降に新たに運営するために必要な賃借料の補助を行う。次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画への一体型の目標事業量等の記載を補助要件とする。

※註3)放課後児童クラブにおける待機児童の解消を図るための措置として、待機児童が存在している地域等において、学校敷地外の民家・アパート等から、より広い場所に放課後児童クラブを移転して、受入児童数を増やすことができるよう、その移転に係る経費の補助を行う。

※註4)放課後児童クラブにおける待機児童の解消を図るための措置として、待機児童が存在している地域等において、学校敷地外の土地を活用して、放課後児童クラブを設置する際に必要な土地借料への補助を行う。補助対象:施設整備費の対象となる市町村、社会福祉法人、学校法人、公益法人以外の民間団体等

※註5)授業終了後に学校敷地外の放課後児童クラブに移動する際に、子どもの安全・安心を確保するため、地域において子どもの健全育成等に関心を持つ高齢者や主婦等の活用等による送迎支援を行うために必要な経費の補助を行う。タクシーの場合は、年間を通じてタクシー事業者との契約が必要。

※註6)保育所との開所時間の乖離を縮小し、保育の利用者が就学後も引き続き放課後児童クラブを円滑に利用できるように、18時半を超えて開所する放課後児童クラブにおいて、

(i)家庭、学校等との連絡及び情報交換等に主担当として従事する者を配置する場合に、非常勤職員1名分の賃金改善経費の上乗せ

(ii)または、(i)に加え、地域との連携、協力等に主担当として従事する常勤職員を配置する場合に、その賃金改善経費を含む当該常勤職員を配置するための経費の上乗せ

を行うために必要な経費の補助を行う。

◆職員の資質向上・人材確保等研修事業

厚生労働省予算

<p>(1)放課後児童支援員認定資格研修事業</p>	<p>① 事業内容:「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」に基づき、放課後児童クラブに從事する放課後児童支援員として認定されるために修了が義務づけられている都道府県知事が行う研修(認定資格研修)を実施するために必要となる経費の補助を行う。 ② 実施主体:都道府県(一部委託可) ③ 補助基準額(案):1回当たり983千円(前年比173千円増) ④ 補助率:国1/2、都道府県1/2 ⑤ その他:放課後児童クラブに從事している者が認定資格研修を受講する際の代替職員の雇上げ等経費については、運営費に計上。</p>
<p>(2)放課後児童支援員等資質向上研修事業【拡充】</p>	<p>① 事業内容:2015(平成27)年3月に取りまとめられた「放課後児童クラブに從事する者の研修体系の整理—放課後児童クラブの質の向上のための研修企画検討会まとめ—」において、「放課後児童支援員等の資質の向上を図るためには、個々の職員の経験年数や保有資格、スキルに応じて、(略)計画的に育成していくシステムを構築していくことが必要」との指摘を踏まえ、都道府県及び市町村が実施する現任の従事者向けの研修について、2016(平成28)年度においては、初任者研修(1年～5年未満を目安)と中堅者研修(5年以上を目安)を地域の実情に応じて実施するために必要な経費の補助を行う。 ② 実施主体:都道府県、市町村(特別区含む)(委託可) ③ 補助基準額(案):1か所当たり1,992千円(前年比568千円増) ④ 補助率:国1/2、都道府県・市町村1/2 ⑤ その他:放課後児童クラブに從事している者が当該研修を受講する際の代替職員の雇上げ等経費については、運営費に計上。</p>
<p>(3)指導者養成等研修事業 都道府県認定資格研修講師養成研修</p>	<p>① 事業内容:都道府県知事が行う研修(認定資格研修)の講師となる者を養成するため、放課後児童クラブに放課後児童支援員として従事するために必要なアイデンティティ、役割及び育成支援の内容等の共通の理解とそれを実践する際の基本的な考え方や心得を共通の認識として持ち、講師としての一定の資質及び水準を確保することを目的として、全国をブロックに分けて本研修を実施する。 ② 実施主体:国(民間団体に委託して実施)</p>

国の学童保育施設整備費(2016年度)

◆放課後児童クラブの整備

内閣府予算

<p>内 訳</p>	<p>■施設整備費の補助</p>									
	<p>(1)創設整備等 市町村が、子ども・子育て支援法に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画及び「放課後子ども総合プラン」に位置付けた放課後児童クラブの整備を行うための経費に対する補助を行う。 ① 実施主体:市町村 ② 補助対象事業者:市町村、社会福祉法人、学校法人、公益法人</p>									
	<p>③ 補助基準額</p>	<p>i)放課後子ども総合プランに基づく学校敷地内での創設整備の場合 (※)次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画への一体型の目標事業量等の記載を補助要件とする 補助単価 4,992万8千円 (前年比106万9千円増) ii)上記以外の場合 補助単価 2,496万4千円 (前年比53万7千円増)</p>								
	<p>④ 補助率 1/3</p>	<p>国:1/3、都道府県1/3、市町村1/3 国:2/9、都道府県2/9、市町村2/9、社会福祉法人等1/3</p>								
	<p>(2)土地借料補助【新規】 放課後児童クラブにおける待機児童の解消を図るための措置として、待機児童が存在している地域等において、学校敷地外の土地を活用して、放課後児童クラブを設置する際に必要な土地借料への補助を行う。 ① 実施主体:市町村 ② 補助対象事業者:市町村、社会福祉法人、学校法人、公益法人 ③ 補助基準額 : 610万円 ④ 補助率 国:1/3、都道府県1/3、市町村1/3 1/3 国:2/9、都道府県2/9、市町村2/9、社会福祉法人等1/3</p>									
	<p>■放課後子ども環境整備等事業</p> <table border="1" data-bbox="240 1496 1520 1908"> <tr> <td data-bbox="240 1496 730 1630"> <p>i)放課後児童クラブ設置促進事業 ① 補助単価 1300万円 ② 開設準備経費(礼金及び賃借料)を含まない場合 1200万円 ③ 開所準備経費を含む場合 1260万円</p> </td> <td data-bbox="730 1496 1520 1630"> <p>放課後児童クラブ設置促進事業(小学校の余裕教室や民家・アパート等の既存施設の改修、設備の整備・修繕及び備品の購入を行う事業)の国庫補助基準額の引上げを行う。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="240 1630 730 1787"> <p>ii)放課後児童クラブ環境改善事業 ① 小学校の余裕教室を活用する場合 200万円 ② 幼稚園・認定こども園等を活用する場合 500万円 ③ 開所準備経費を含まない場合 100万円 ④ 開所準備経費を含む場合 160万円</p> </td> <td data-bbox="730 1630 1520 1787"> <p>小学校の余裕教室を改修等して放課後児童クラブを設置するとともに放課後子供教室と一体的に実施する場合には、放課後児童クラブ設置促進費及び放課後児童クラブ環境改善費に加えて、一体的に実施する際に必要となる設備の整備・修繕及び備品の購入に係る経費の上乗せ補助を行う。〔(※)次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画への一体型の目標事業量等の記載を補助要件とする。〕</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="240 1787 730 1843"> <p>iii)放課後児童クラブ障害児受け入れ促進事業 補助単価 100万円</p> </td> <td data-bbox="730 1787 1520 1843"> <p>障害児の受け入れのために既存の学童保育施設(余裕教室などに限らない)を改修する場合の補助金。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="240 1843 730 1908"> <p>iv)倉庫設備設置事業 補助単価 300万円</p> </td> <td data-bbox="730 1843 1520 1908"> <p>これまで安心子ども基金管理運営要領の「放課後児童クラブ設置促進事業」により実施していた倉庫設備の設置費用。</p> </td> </tr> </table>		<p>i)放課後児童クラブ設置促進事業 ① 補助単価 1300万円 ② 開設準備経費(礼金及び賃借料)を含まない場合 1200万円 ③ 開所準備経費を含む場合 1260万円</p>	<p>放課後児童クラブ設置促進事業(小学校の余裕教室や民家・アパート等の既存施設の改修、設備の整備・修繕及び備品の購入を行う事業)の国庫補助基準額の引上げを行う。</p>	<p>ii)放課後児童クラブ環境改善事業 ① 小学校の余裕教室を活用する場合 200万円 ② 幼稚園・認定こども園等を活用する場合 500万円 ③ 開所準備経費を含まない場合 100万円 ④ 開所準備経費を含む場合 160万円</p>	<p>小学校の余裕教室を改修等して放課後児童クラブを設置するとともに放課後子供教室と一体的に実施する場合には、放課後児童クラブ設置促進費及び放課後児童クラブ環境改善費に加えて、一体的に実施する際に必要となる設備の整備・修繕及び備品の購入に係る経費の上乗せ補助を行う。〔(※)次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画への一体型の目標事業量等の記載を補助要件とする。〕</p>	<p>iii)放課後児童クラブ障害児受け入れ促進事業 補助単価 100万円</p>	<p>障害児の受け入れのために既存の学童保育施設(余裕教室などに限らない)を改修する場合の補助金。</p>	<p>iv)倉庫設備設置事業 補助単価 300万円</p>	<p>これまで安心子ども基金管理運営要領の「放課後児童クラブ設置促進事業」により実施していた倉庫設備の設置費用。</p>
<p>i)放課後児童クラブ設置促進事業 ① 補助単価 1300万円 ② 開設準備経費(礼金及び賃借料)を含まない場合 1200万円 ③ 開所準備経費を含む場合 1260万円</p>	<p>放課後児童クラブ設置促進事業(小学校の余裕教室や民家・アパート等の既存施設の改修、設備の整備・修繕及び備品の購入を行う事業)の国庫補助基準額の引上げを行う。</p>									
<p>ii)放課後児童クラブ環境改善事業 ① 小学校の余裕教室を活用する場合 200万円 ② 幼稚園・認定こども園等を活用する場合 500万円 ③ 開所準備経費を含まない場合 100万円 ④ 開所準備経費を含む場合 160万円</p>	<p>小学校の余裕教室を改修等して放課後児童クラブを設置するとともに放課後子供教室と一体的に実施する場合には、放課後児童クラブ設置促進費及び放課後児童クラブ環境改善費に加えて、一体的に実施する際に必要となる設備の整備・修繕及び備品の購入に係る経費の上乗せ補助を行う。〔(※)次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画への一体型の目標事業量等の記載を補助要件とする。〕</p>									
<p>iii)放課後児童クラブ障害児受け入れ促進事業 補助単価 100万円</p>	<p>障害児の受け入れのために既存の学童保育施設(余裕教室などに限らない)を改修する場合の補助金。</p>									
<p>iv)倉庫設備設置事業 補助単価 300万円</p>	<p>これまで安心子ども基金管理運営要領の「放課後児童クラブ設置促進事業」により実施していた倉庫設備の設置費用。</p>									

◆その他(放課後児童クラブにおける勤務環境の改善)

厚生労働省予算

<p>放課後児童クラブ環境改善整備推進事業(仮称)【新規】</p>	<p>事業内容: 放課後児童クラブにおいては、平成27年3月に策定された「放課後児童クラブ運営指針」において、 ・子どもの育成支援の目標や計画 ・日々の子どもの状況や育成支援の内容の記録 などについて作成することを求めていることから、これらの対応に伴う放課後児童支援員等の負担軽減を図るため、パソコンやソフトウェアなどの購入に必要な経費の補助を行う。</p>	<p>① 実施主体:市町村(委託等可) ② 補助基準額(案):50万円 [1支援の単位当たり年額] ③ 補助率:国3/4、市町村1/4</p>
-----------------------------------	--	--